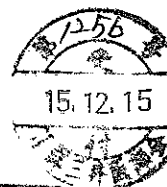




福岡県医第1648号(保)
平成15年12月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原 敬次郎



医療用具の保険適用について

標記の件につきまして、平成15年10月31日付保医発第1031001号で厚生労働省保険局医療課長より、「区分A2」、「区分B」および「区分C1」につきまして、平成15年11月1日から新たに保険適用となった医療用具が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

今回、「区分C1」として、暫定価格による保険償還の希望があった「旭中空糸型透析濾過器AFD」が「042 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）（1）ダイアライザー②ホローファイバー型および積層型（キール型）（膜面積1.5㎡未満）（Ⅱ）（3,090円）」および「042 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）（1）ダイアライザー④ホローファイバー型および積層型（キール型）（膜面積1.5㎡以上）（Ⅱ）（3,190円）」を類似機能区分として保険適用されました。

なお、

- (1)「区分A2」、「区分B」および「区分C1」の定義につきましては、下記のとおりです。
- (2)「区分C1」につきましては、日本医師会雑誌12月1日号に掲載される予定です。

記

- A2： 当該医療用具を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分のいずれかに該当するもの。
- B： 当該医療用具が、特定保険医療材料およびその材料価格（材料価格基準）（平成14年3月厚生労働省告示第98号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。
- C1： 当該医療用具を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定または見直しについて審議が必要なもの。